生野県暴動事件の一考察

——明治四年十一月豊岡県への即決処分指令に係る裁判研究の前提として——

上野利三

一　はしがき
二　事前謀議の有無
三　暴動の発生
四　官員の殺害
五　鉱山支庁焼き打ち
六　結びにかえて

一　はしがき

明治四年十月中旬、姫路・生野両県下で政府の新政策に抵抗する農民の暴動事件が発生した。暴動は姫路県管下の神東郡辻川村（現福崎町）から起こり、さらに市川流域を南に下って県下一帯に蔓延し、庄屋・大庄屋の居宅等が放火、毀壊の被害をうけた。その収束と相前後して、今度は、辻川村と程近い北方の生野県管下諸村の村民らが蜂起し、神

東郡屋形村(現市川町)において鎮撫の県官二名を殺害に及び、さらに北上して生野県庁下に乱入、鉱山寮の支庁・器械所等を放火するに至った。両県下の神東・神西・飾東・飾西諸郡を席捲したこの大騒擾は、今日播但一揆と称せられ、所謂解放令反対一揆の魁をなす世上名高い暴動事件として語りつがれている。

生野・姫路両県は、事件の翌月、それぞれ、従来の諸県を統合した豊岡県(十一月二日設置)と飾磨県(十一月九日設置)に編入され、事件の処理は各々個別に引き継がれて行くことになる。

それから間もなくして、事件の司法的処理の運用に関し重大な転機がもたらされる。すなわち、豊岡県に対しては十一月二十七日に、飾磨県へは十二月十二日に、政府(正院)から「即決処分指令」が下されたのである。(1)

即決処分(ないし臨機即決処分)は、これ以前、廃藩置県に際して各地に旧藩士惜別に名を借りた暴動事件が発生するのを抑え込むために、その主謀者等の処置において、死刑に至るすべての裁断を地方行政官に委任せしむるものとして行われた。(2) またこれより先にも、死刑即決を地方官に委ねた例としては偽造宝貨律がある。(3) 抑、死刑執行は、国民の生殺与奪の権を専有する天皇の勅裁を経た後に執り行われるべきものであるが、(4) 右の二件は、政府の最重要施策を克服するための、いわば特例措置として布告されたものである。

ところが、先述した豊岡県と飾磨県への指令は、右のどちらの特例にも該当しない事件に対して出された、明治初期裁判史上、希有の事例に属する。(5) それ故、両県下で行われた裁判には、必ずや、法制史上看過すべからざる問題が含まれているに違いないものと想像されるのである。

ところで、これまでの著述の殆どは、両県の暴動事件を一連ないしは一体のものと信じて疑わず、そう見做すことが当然であるかのごとく論じて来ているが、果たしてそれは妥当であろうか。

早くは明治二十九年刊行の『神東神西郡沿革考』は、両事件をあたかも同一事件のごとく扱い、(6) さらに大正十三年、藤本政治氏はその著「明治四年の民乱概要」において、両事件関係者がたがいに「徒党を相結んで」蜂起したとさえ

言い切っている。[7] 昭和期に入り、土屋喬雄・小野道雄編著『明治初年農民騒擾録』（昭和六年）が公刊されると、この事件の存在は広く学界に知れわたるようになったが、本書でも両事件の一連性が示されている。[8] 戦後は新史料の発掘が熱心に行われ、それにつれて史料集の公刊[9]が盛んとなり、また数多の地方史文献[10]や個別的研究[11]も相次いで出版・公表され、事件の真相究明は数段の進捗をみせた。しかし、ごく一部の研究を除き、両事件を明確に別個の事件ととらえ、論じているものは依然として僅少である。[12] たしかに、近接する両県下の村々に起こった暴動事件は、県域を越えた共通の社会的背景や動機がその背後に存在していることは、否定しえず、両者に一体性があったとの認識で研究を深めることには少なからぬ意義があろう。しかし冷静に両県下での暴動を見れば、暴動関係者達はそれぞれが属する県域内部で行動し、各県庁を中心にその鉾先を向けていることが分かる。また、そうだとすれば、両県各村民の目的や暴動への参加意図・態度等も必ずしも同一のものとは考えにくい。

加えて、事件処理の管轄区域には元々明確な一線が引かれているうえ、先記のごとく、政府の即決処分指令は、両県に対して別々に出されている。

従って、本稿では、叙上の趣旨から、両県暴動事件のうち生野県下で勃発した事件を取り上げ、これ迄全く知られなかった旧司法省保管の裁判記録を中心に、この事件裁判の真相究明に些かなりとも歩を進めたいと思う。

（1）詳しくは、拙稿「明治六年敦賀県騒擾裁判以前における即決処分指令について――司法権をめぐる司法省と大蔵省の相剋の一側面――」手塚豊編著『近代日本史の新研究』Ⅸ所収（平成三年）・一二三頁以下、を参照のこと。なお、豊岡県への即決処分指令は、同県からの強い要請に対して政府が答えたものであり（「生野県下人民暴動・党与ノ者即決処分」国立公文書館所蔵『太政類典』第二編第一四八巻・第三類保民一七警察五）、飾磨県へのそれは、県側から即決処置の可否を問う伺が出された形跡がない故、政府が檄を飛ばし即決処分を命じたもののごとくである（「飾磨県下農民暴動・巨魁ノ者探索ノ上即決処置セシム」前掲『太政類典』）。この点は、前稿で詳しく触れなかったが、両事件裁判の釣合いを政府が考慮した上でのことか、微妙な差違が窺える。

(2) 明治四年十月七日太政官布告(『法令全書』明治四年・三六二頁)。廃藩置県による動揺は全国のいたる所で生じたと思われるが、旧藩主(旧知事)惜別を名目とした騒乱に対する即決処置が確認できるのは、現在のところ、前掲拙稿で論及した高松県、広島県、高知県の三件である。

(3) 明治三年七月二日太政官布告(前掲書・明治三年・二〇〇頁)。これは明治六年七月十日、改定律例(同年六月十三日太政官布告第二〇六号で発布)の施行とともに廃止。この律に依拠する裁判事例は実に多数をかぞえることができる(法務図書館所蔵「宝貨偽造即決届」一・二(明治五年)、同館蔵「大分県宝貨偽造一件」一・一(明治六年)、同館蔵「諸県処刑届書」一―五(明治五年)等々。研究の一端は既に「明治初期の三重県における宝貨偽造等事件について――地方官委任の即決処分権――」と題して三重歴史学会(平成五年)で公表し、近く稿を草する予定である。

(4) 明治元年十月の行政官布達に「死刑ハ勅裁ヲ経候条府藩県共刑法官へ可伺出」とあり、新政府は初めて全国に刑事法的措置を表明した指令中に死刑の勅裁を規定した。また、四年十一月二十七日に制定された県治条例の中の県治事務章程・上款の「第八条　絞以上刑罪人処置ノ事」については、「令参事コレヲ判決シ処分ノ法案ヲ作リ主務ノ省(司法省をさす=上野注)ニ稟議シ許可ノ後施行スヘシ」とあり(『法令全書』明治四年・四二〇頁以下)、地方官が専決できる刑罰の範囲に関して、死刑の場合は流刑以下と異なり、まず司法省に伺出て審議された後、さらに太政官の裁可を得なければ施行(執行)できない定めとなっていた。

(5) こののち、五年二月十三日の岩手県への指令をはじめ、新潟県(五年六月指令)、山梨県(五年八月指令)、石鉄県(五年十一月四日指令)、大分県(六年一月十二日指令)、敦賀県(六年三月十四日指令)各騒擾等への即決処分指令は、いずれも正院ではなく大蔵省から出されたものである。(前掲拙稿を参照のこと)。従って、現時点で、正院から発せられ、しかも前記特例に属さない事案は、豊岡・飾磨両県暴動事件に対してのみということがいえよう。

(6) 神崎郡役所『神東神西郡沿革考』昭和二十九年。なお、これ以前に姫路県下での一揆は「都鄙新聞」第一号・明治五歳正月(『明治文化研究新旧時代三年』第一冊所収、及び『日本初期新聞全集』33所収・平成三年・三六五頁以下)で報じられ、高浜滴翠『血の涙』(明治十年頃か=太田陸郎『兵庫県下百姓一揆関係史料解題』昭和七年の推定、原本所在不明、『兵庫史談』第五十六号・昭和五年・四頁以下に収録)などで考察を加えられている。生野県の事件は、木村発編著『朝来志　全』(明治三十五年・五五頁以下、昭和四十八年複刻)に触れられている。

(7) 藤本政治「明治四年の民乱概要」『播磨に於ける特殊部落成立の伝説』所収・大正十三年・一〇〇頁。なお大正年間には、

「神戸新聞・但馬附録」第七千八号（大正六年九月三日、豊岡市立郷土資料館所蔵）に豊岡で斬首された事件関係者の解剖に立会った医師のことが載せられたほか、桜井勉『校補但馬考』（大正十年・二二四頁以下、昭和五十一年複刻）が前記『朝来志』を祖述している。姫路の一件は、播磨史談会編『姫路市史』（大正八年・一〇五頁以下）が言及している。

(8) 土屋喬雄・小野道雄編著『明治初年農民騒擾録』昭和六年・三一七頁。なお昭和戦前期に両事件を扱った論著としては、太田陸郎「明治四年姫路地方一揆」『兵庫史談』第五十六号（昭和五年八月・一頁以下、その後太田『兵庫県下百姓一揆史話』昭和五年・一七頁以下に収録）、神崎郡教育会編『神崎郡誌』（昭和十七年・六七頁以下）があり、生野関係のものとして大植四郎『明治過去帳　物故人名辞典』（昭和十年・三四・三八頁）、『兵庫県郷土人物誌』第一集（昭和十七年・二七一頁）が挙げられる。

(9) 下記の史料集は当該事件裁判研究の進展に欠かせないものである。『兵庫県同和教育関係史料集一』昭和四十七年・九六九頁以下、『同上二』昭和四十八年・二九三頁以下、一一七一頁以下、一二一五頁以下、『同上三』昭和四十九年・一一〇六頁以下、『部落解放教育資料集成』第一巻「解放令」後の教育と部落改善運動・昭和五十八年・九一頁以下、『近代部落史資料集成』第一巻「解放令」の成立・昭和五十九年・三四六頁以下、『同上』第二巻「解放令」反対一揆・昭和六十年・三一三頁以下、『姫路市史』第十二巻資料編近現代1・平成元年・三〇頁以下、『福崎町史』第四巻資料編Ⅱ・平成三年・四二一頁以下。なお史料集ではないが、『生野銀山町物語』（昭和六十二年）は、前掲『太政類典』中の生野事件関係記録のほぼ全文と、生野町資料室架蔵の朝倉盛明述「但馬国生野鉱山景況」（明治九年四月）を収載している意に貴重な書である。

(10) 戦後に出版された兵庫県地方の文献で本事件に論及したものを列挙すれば、以下の通りである。『兵庫県農地改革史』昭和二十八年（平成三年複刻）・三〇五頁以下、赤松啓介『一揆――兵庫県百姓騒擾史――』上巻・昭和三十一年・二六三頁以下、石川準吉『日本鉱物資源に関する覚書――生野銀山建設記――』昭和三十二年・二七頁以下、太田虎一著・柏村儀作校補『生野史1校補鉱業編』昭和三十七年・七八頁以下、同『同上3校補代官編』昭和四十一年・五八四頁、同『同上4校補神社仏閣編』昭和四十九年・二八六頁、『南但のめざめ』昭和四十年・一三〇頁以下、石田文四郎編『新聞記録集成　明治大正昭和大事件史』昭和三十九年・四一頁以下、『兵庫県百年史』昭和四十二年・一四七頁以下（阿部真琴氏執筆）、『兵庫県人物事典』昭和四十三年・二〇六頁、『神戸新聞』連載・明治百年兵庫県のあゆみ（五〇九）（五一〇）昭和四十三年、黒田義隆『明石市史』下巻・昭和四十五年（平成四年複刊）・一一六頁、『但馬に生きる』昭和四十五年・一九〇頁以下、青木虹二『百姓一揆総合年表』昭和四十六年・三四六頁以下、八木哲治・石田義人『兵庫県の歴史』県史シリーズ28・昭和四十六年・二九八頁以下、

『故郷燃える4明治編　兵庫県・近代の出発』昭和四十六年・一〇五頁以下・神戸新聞連載記事（昭和四十三年）とほぼ同じ、『兵庫県警察史』明治大正編・昭和四十七年・一五〇頁以下、『兵庫県同和教育関係史料目録』そのⅠ・昭和四十八年・九六・一三〇頁、『同上』そのⅡ・同上年・一八六頁、『人権の歴史』下・昭和四十八年・六五頁、今井太郎「職員研修資料地方史」（鶴居中学校に於ける講演録、私家版）昭和四十九年・二五頁以下、『兵庫の人権の歴史』昭和五十年・六四頁以下、『山崎町史』昭和五十二年・九二六頁以下、宿南保『但馬史5』昭和五十四年・一一〇頁以下、『兵庫県史』第五巻・昭和五十五年・九三四頁以下（阿部真琴氏執筆）、『日高町史』下巻・昭和五十八年・七一頁以下、三木治子『捕虜たちの赤かぶら　明治期播磨の農婦口伝』昭和六十年・一〇九頁以下、『新版部落の歴史と解放運動』近・現代篇・昭和六十一年・八一頁、『兵庫の部落解放運動』市民学習シリーズ20・昭和六十二年・七頁以下、『生野銀山町物語』（前掲）昭和六十二年・六〇頁以下、藤原寅勝『明治以降の生野鉱山史』昭和六十三年・八六頁以下、前嶋雅光ほか『兵庫の百年』県民百年史28・平成元年・四一頁以下、『部落解放史』中巻・平成元年・一三頁以下（桐村彰郎氏執筆）、生野町文化財委員会編『銀山昔日　生野史物語』昭和五十八年（平成二年複刻、但し太田虎一「郷土読本（ガリ版）」昭和十年頃を基とする）・八八頁『豊岡市史』史料編上巻・平成二年・七四四頁、臼井寿光編著『兵庫の部落史』第三巻幕末・維新の賤民制・平成三年・四二二頁以下、藤本博「明治初期における（明治元年より同三十年まで）生野」（松浦建夫編『生野銀山（アルバム）』附録）平成四年、『日本とともに歩んだ銀山の町いくの』平成六年・五九頁。

(11)　戦後の当事件研究の端緒は、原田伴彦「解放令に伴なう播州農民一揆」（『部落』四七号・昭和二十八年・四六頁以下）によって開かれた。次に、小野寺逸也「明治四年播但農民一揆――政治過程を中心として――」（『部落問題研究』第25輯・昭和四十四年・二頁以下）はこの研究を高度な学問的水準にまで引き上げた。氏はより多くの文献・史料を渉猟して事件を詳細に解明されているが、姫路の一揆が生野を目指して北上したとされる点は従来の説をそのまま踏襲されている。なお氏は、太田・前掲「史料解題」の中で記す「庁外不出」の「兵庫県史」の稿本は失われており、その内容は不明とされるが（小野寺論文・三頁）、私は、この稿本こそが氏の用いておられる国立公文書館（内閣文庫）所蔵「兵庫県史料」の稿本であったと推測する。ちなみに、「播但一揆」の称が用いられたのは、この論文が最初ではないかと思う。それ以降、新井磯次「播磨の民乱――小国銕十郎のエタ狩り――」『荊冠の友』第56号・昭和四十六年・四頁以下、柏村儀作「馬車道修築と暴民蜂起の考察関係資料について」『生野史談会会報』第十七号・昭和四十七年・三頁以下、小林茂「いわゆる「解放令」反対一揆をめぐって――主導者層の性格――」『部落解放研究』第三号・昭和四十九年・一頁以下、のちに「解放反対一揆」と題して同氏著『部落「解放令」の研

究』昭和五十四年・一二八頁以下に収録、前嶋雅光「明治四年播但一揆の一側面」『兵庫史学』第63号・昭和四十九年・三〇頁以下、阿部真琴「播但農民一揆と賤民解放令」『徳川林政史研究所研究紀要』一九七五年度・昭和五十一年・三九七頁以下、新藤東洋男「「解放令反対一揆」の評価」同著『解放令と部落問題――復権同盟の歴史的研究――』所収・昭和五十二年・八二頁以下、安藤礼二郎「西播民衆運動史①――その弾圧と抵抗の記録――」『姫路文学人会議』昭和五十八年・一頁以下、今西一「形成期天皇制国家と農民闘争――「解放令」反対一揆の評価をめぐって――」『部落史の研究近代篇』所収・昭和五十九年・一八六頁以下、上杉聰「部落解放反対騒擾による被害の研究――「解放令」反対一揆の再検討――」『論集・近代部落問題』所収・昭和六十一年・一頁以下、のちに同氏著『明治維新と賤民廃止令』所収・平成二年・二七七頁以下に収録、宮前千雅子「明治四年生野県一揆について」『部落解放研究』第56号・昭和六十二年・一〇七頁以下、臼井寿光「「解放令」反対不穏情況の分析――「諸稼売買等破談不通」取極めを手がかりに――」好並隆司編『明治初年解放令反対一揆の研究』所収・昭和六十二年・一三五頁以下、等々多数の論考が発表されている。

(12) この点については、管見のかぎり、わずかに阿部・宮前両氏の論文（注11参照）が挙げうるにすぎない。

二　事前謀議の有無

生野県暴動の経過は、既に掲げた諸研究によりかなり明らかにされてはいる。しかしこの事件が、姫路県の一揆が北上ないし移動・合流して惹き起こされたものとする説が多数、それも根強くある。この点は本件研究の基幹に当たると私は考えるのであって、右の説を前提とするか否か、それによってはこの一件の真相解明の方向は大きく変ってくる。従って本節では、乏しい史料的状況ではあるが、この説の当否をめぐり、両県一揆相互に事前の通謀が存在したのかどうかという点からまず検討しておきたい。

姫路・生野両県下の暴動が、殆ど間をおかずに相次いで勃発（姫路は十月十三日、生野は十四日）したことから、両暴動関係者間にたがいに密接な連携あるいは結合が事前から存在したかのごとき印象を持たれることは、ある意味で

やむをえないかもしれない。だが果して、それは真実であったのだろうか。

生野県下では、四年八月二十七日の所謂賤民廃止の布告が出され、これが九月十四日管下に通達された頃からその撤回を求めるための集会が度々開かれ、徐々に不穏な情勢が醸し出されつつあった。こうした暴動以前の集会が、果して同県村民の独自の考えでなされたのかどうか。つまり他県からの関与あるいは参加のうえで開かれたことはなかったかどうか。この点を逐次見ていくこととする。

一

生野県下の神西郡今井村庄屋高橋与三兵衛は、前記布告が通達されるとこれに不満と不安を抱き、直ちに同村年寄敦賀謙蔵(喜一兵衛)に相談をもちかけ、布告撤回の歎願を県宛に差出すことを話し合った(1)。高橋の意をうけた敦賀は、九月二十日に同郡鶴居村年寄岡田利平宅において、触元で元大庄屋の内藤吉兵衛(生野県下神東郡屋形村)に対し如上の件で屋形組(神東郡の屋形・東柏尾・下吉富、神西郡の岡・鍛冶・野・下沢・鶴居・今井・田中・小室・千原・谷の村々)の組内村役人一同で寄合を持ち、その上で県に歎願したい旨示談するに及んだ。内藤は一旦はこれを拒むが、岡田の取りなしでやむをえず承諾、翌二十一日に寄合を開くことで合意した。敦賀と岡田は直ちに各村々へ寄合への出席を求めた(2)。のちに逮捕後の取調べにおいて、高橋・敦賀・岡田の三名は、「組合村史ノ集会ヲ企(3)」てたとして糾弾されているのは、この行為による。屋形組の村民共同行為の意思の形成は、この時点を起点として開始せられた、と県の裁判では認識されたのである。

また、これより前、九月十六日に屋形村庄屋内藤丈右衛門は生野に出向いた際、同県下神西郡森垣村庄屋里見伊右衛門と会い、やはりこれも前記の一件で話し合いを持ち、歎願を行うことで一致した(4)。この丈右衛門と先の高橋・敦賀等との間に事前の打合せがあったかどうかは不明である。

触元でもあった里見は、二十日に森垣組(森垣・真弓村)、猪篠組(多可郡猪篠・大山下・大山中村)の村役人達を召集して、歎願することを決め、これを屋形の内藤丈右衛門に知らせた(5)。この森垣村での集会には、森垣村庄屋小田久

平はじめ真弓村山田兵次郎・太田吉五郎、猪笹村長井助右衛門、大山下村中山勘右衛門・中島十左衛門、大山中村羽藤平吉・戸田弥平治ら八名が出席した。(6)

二十一日、屋形村会所に同組内の村役人達が集まり、県への歎願を決定した。(7)ここに集合した村役人らは、前記の敦賀、岡田（高橋は病気のため欠席）(8)のほか屋形村左納甚助、下吉富村藤原源蔵・藤原元右衛門、下沢村原田弥吉郎、田中村松岡次平・岩城太平、谷村田鍋太郎左衛門・竹内小七郎、小室村古屋岩次郎・福田吉三郎、千原村楠次郎左衛門・中山庄兵衛、岡村木下次右衛門・村岡辰蔵、鍛冶村大原常右衛門（大京）・藤田清右衛門、東柏尾村中野松五郎・松本五郎右衛門、等々の庄屋・年寄達であった。(9)県庁への願書の下書きは敦賀が草したが、そこへ森垣村の里見から森垣・猪笹両組も歎訴に加わる旨の書状が届き、ために二十二日、敦賀と内藤（丈右衛門）が惣代として生野県庁へ上る途次、森垣村にて三組一紙連印の歎願書を仕上げ、里見を加えた三名によってこれが県庁へ差出された。(10)しかしこの歎願は県庁の聞きいれるところとはならず、二十五日差戻された。

苦心の歎願が却下されたことにより、あるいはと期待を寄せていた上記三組の村々には、いよいよ穏やかならぬ雰囲気が漂い始めることになる。

二　歎願が不調におわったことが各村役人へ通達された後、十月四日になりふたたび高橋与三兵衛は再歎願を試みるべく敦賀謙蔵をして下沢村庄屋堀治三郎と示談せしめた。敦賀の発意で二人は各村役に召集をかけ、屋形村会所において集会を開いたが、同村触元内藤吉兵衛が制止に入ったため会は中断し、散会となった。(11)しかしこの村役人等の散会の事情が小前達に知らされると、それとともに各村々では小前による集会が持たれるようになる。

(一)　今井村ではこの日（四日）、村内の空き家で小前惣寄合が開かれ、高橋と敦賀もこれに同席した。席上高橋は、「是ハ竹槍仕事」と発言、さらに伝蔵なる者が「約定書」を作るべしと発言したので、敦賀はその下書きを認め、小前達に請書させた。(12)

(二)　鶴居村では、五日、岡田利七が触回って小前を集め[13]、村内の広徳寺で集会が開かれ[14]、年寄岡田利平もこれに加わった。この席で利平は、今井村での「竹槍揃居」の決定を聞き、当村でも同様に竹槍を用意しておく様「指揮ニ及」んだ[15]。

(三)　下沢村では五日夕刻、酒商いに切迫した堀吉太郎の依頼で堀儀三郎と堀房次郎とが集会を触れ回り、村内の薬師菴で小前集会がもたれることになった。ここでは吉太郎と堀金兵衛が積極的に発言をし、当村は小村であるから今井村と鶴居村に「加勢可頼迚小前三人」を派遣するとともに、再々度「組内惣寄合」を開催する様両村に相談を持ちかけている。これによって今井・鶴居両村はその主旨を承諾している[16]。なお庄屋の堀治三郎は、この集会を聞知しなかったごとくである[17]。

以上の三ヶ村中、今井・鶴居両村で開かれた小前集会では庄屋・年寄らが参席し、集会を主導している節が見受けられる点に注意しておきたい。

三　下沢村の要請により、六日、組内小前総寄合が小室天神社で開かれることとなり、七ヶ村の各惣代が集まった。(1)今井村では高橋と敦賀が相談のうえ敦賀藤兵衛と中野利八を惣代とし、(2)鶴居村は、岩見直蔵・渡辺与右衛門、(3)小室村は高松父吉・椿久次郎・福田福之助、(4)谷村は原田清蔵・賀岳井小八郎、(5)田中村は松岡喜平・羽岡善右衛門・岩田房蔵、(6)千原村は安原信太郎・岩田伝蔵・明石鶴蔵、(7)下沢村は三名(氏名不明)をそれぞれ惣代として出席させた[18]。この場では、歎願を再度村役人が行うが、もし村役人が取次がなければ偶々屋形村に来ていた小松彰生野県権知事(不穏情勢を鎮撫・視察のため管内の播州・作州を巡回中)に一同で直願に及ぶべきこと、万一事有る時は天神の鐘を撞いて相図し、たがいに助け合う、等のことが相談された。が、途中で内藤吉兵衛の指示により堀治三郎等がこれを中断させたため、集会はそこで流れた[19]。この集会に屋形・下吉富・東柏尾等神東郡の村々が参加していないのは、内藤等の強い抑制が働いていたためであろう。なおここに、先の高橋・敦賀等と内藤・堀等村の指導者層の間に考え

方の相違が、一段と明確になって来ていたことが看取できる。

四　七日には屋形村会所において、再び村役人達が集会を開いた。前日の小前総寄合いで村役人が再度歎願を行うべきことが取り決められたこと、あるいはその寄合の中断で「小前の人気不穏」を決めたため、余儀なく再歎願を評決するに至った。これには歎願に否定的な内藤吉兵衛等も応じざるをえなかったであろう。その場で願書が草稿され、翌八日、高橋与三兵衛（今井村庄屋）、岡田利平（鶴居村年寄）、木村藤三郎（下沢村百姓代）の三名が県庁まで赴き出願した。が、またもや却下となった。十日帰村した彼らは、ことの不首尾を小前達に通達した[20]。ここで県庁に出向いた三名が、今井・鶴居・下沢各村の村役達であることは象徴的である。何故ならば、この三ヶ村はこれまで各自村内での寄合を他より熱心に行っており、またこの後の暴動の際には中心的存在となっているからである。それに比べて、一回目の歎願に加わった森垣・猪篠両組は、今回は参加しておらず、参画を呼びかけられた形跡も窺えない。第一回以降両組は、屋形組方面の動向には殆ど関与していないかのごとくである。それは彼らが、布告撤回の件にはさほど重きを置いておらず、恐らくはもっと別の所に強い関心を抱いていた故ではなかろうか（後述）。当時、両組と屋形組とでは、自と関心の赴く処を異にしていたというべきか。

なお、暴動参加村に数えあげられている福渡村はじめ約二十ヶ村は、神西・神東両郡に属するも鳥取県管轄下に置かれており、しかも布告撤回をめぐる騒ぎには「元来右村方ニ於テハ故障無之歎訴ニモ及[21]」ぶ必要がない故、生野県庁への歎願行動には一度も加わっていない。屋形組一統も、福渡村等とは指呼の間にありながら、全くの呼びかけも行っていないのは、右理由等を考慮したからに違いない。暴動時にはその至近距離が災いし、「無拠[22]」く屋形組の一揆に随行させられたのである。

以上、暴動発生直前までの屋形組を中心とする再度にわたる県庁への歎願と、そのために開かれた集会等の有様を見てきた。これらを見るかぎり、生野県における暴動勃発に際し、事前に、他県管下の者がこれに関わり、暴動を誘

発せしめたかのごとき跡形は、およそ微塵も見られないといってもよい。あくまで生野県下諸村、わけても屋形組の村々がもっとも強硬に自らの意思で度重なる集会を催し、度ごとにことを決し、行動に及んでいたことが判明した。なお、これら再三の集会において、彼らの間に、県に対し一揆に訴えてまでことを成就させんとする謀議がめぐらされていたかどうか、この点を判断しうる材料は寔に乏しい。強いていうならば、取調べにおける被疑者らの口供等からこのことを窺い知ることは、余程困難であるといわざるをえない。右を審議した司法省においても、彼らの衆議を事前謀議とは見做していないごとくである。(23)

(1)「高橋与三兵衛の供述書」国立公文書館(内閣文庫)所蔵「神西神東両郡暴動者罪案処刑」『兵庫県史料』五〇。

(2) 以上は「敦賀謙蔵・岡田利平・内藤吉兵衛の供述書」同前、による。

(3)「高橋・敦賀・岡田に対する司法省への断刑伺案」同前。

(4)「内藤丈右衛門の供述書」同前。なお彼の供述によれば、伊右衛門と出会った際、「但州ハ既ニ及歎願」んだことを知り、「当方モ可歎出ト相話シ立別レ候後右御布告拝見触元内藤吉兵衛へ飛脚ヲ以テ差送リ候節元森垣組モ歎願致スニ付組内野村穢多へ布達以前ニ相談致候テハ如何ト手紙遣置」という行動に及んでいる。

(5)「里見の供述書」同前。

(6)「小田久平外七人の供述書」同前。

(7)「内藤(吉)の供述書」同前。

(8)「高橋の供述書」同前。

(9)「左納甚助外十七人の供述書」同前。

(10) 以上は「敦賀・内藤(丈)・里見らの供述書」同前。

(11) 以上は「高橋・敦賀・堀治三郎らの供述書」同前。

(12) 以上は「高橋・敦賀らの供述書」同前。本文中の約定書は残存していないので内容は不明である。なお伝蔵については、各供述書中に「亡伝蔵」とあるから、おそらくは取調中に死亡したものと思われる。

(13)「岡田利七の供述書」同前。

(14) のちに捕亡山本殺害犯として斬首された鶴居村藤次郎の口供によると、「一村不残村内広徳寺へ集会」（法務図書館所蔵「行刑届二番上　明治五壬申年」）とあるから、同村々民の意気込みの程が知られる。

(15) 「岡田利平の供述書」前掲「罪案処刑」。

(16) 以上は「堀吉太郎・同儀三郎・同房次郎・同金兵衛の供述書」同前。なお、のちに山本殺害に加担した罪で斬首された同村利助は「村内之者共度々薬師菴へ集会」（法務図書館所蔵「諸県処刑届書第三巻　明治五壬申年」）と述べているから、同村では事あるごとに同菴で集会を催していたことが分かる。

(17) 「堀治三郎の供述書」前掲「罪案処刑」。

(18) 「岩見直蔵外十三名の供述書」「福田福之助の供述書」（同前）等による。下沢村の出席者について、宮前氏は堀吉太郎と堀金兵衛を示しておられるが（前掲論文・一一八頁）、両人の供述では、集会が流会になったことを「翌日承り候」とある故、参会していなかったことは明らかである。

(19) 「内藤（丈）・堀（治）・堀（吉）の供述書」同前。

(20) 以上は「敦賀・高橋・岡田（七）・堀（治）らの供述書」同前。

(21) 「上月滝蔵外三十六人に対する司法省への断刑伺案」前掲「罪案処刑」。

(22) 「上月外三十六人の供述書」同前。

(23) 前掲「罪案処刑」に綴じ込まれた司法省回答（指令）を参照のこと。

三　暴動の発生

再度の歎願が不調におわり、そのことが皆に通知された日（十日）から五日後の十四日[1]、生野県下で突如として暴動の勃発を見る。前日（十三日）の姫路県下での一揆蜂起から間髪を入れずに起こったこの暴発は、果して、従来多くの文献で説明されているように、姫路の一揆が生野県まで入り込み、惹き起こされたものなのであろうか。結論的に言って、私は、生野県下での暴動は姫路での蜂起の影響によって生じたが、両者が合流したとか、謀を通じ期日を共にしたというような見解は当たらないと思う[2]。生野県ではそれ以前から、屋形組を中心とする村々での動揺があり、

再度にわたる歎願却下によるやり場のないうっ積・不満が重なり、蜂起に至っても仕方がないという兆しは存在した。この人心穏やかならざる頃合いに、あたかも時を合わせるかのように姫路での群起があり、それが誘発の材料になった、と考えられるのである。

さて生野県下の村民達は、十三日夕刻の隣県辻川村での一揆勃発を伝え聞くが、それにより特に直様行動に移ったという気配はない。ところが十四日に至り、姫路側から加勢に出ない村々は焼払う、突き殺す等の流言が飛びかったのを切っ掛けにして、村々は恐怖心に煽られて騒然となった。前に屋形組の集会や歎願の局面で指導的立場にあった高橋与三兵衛は、この機に臨んで敦賀謙蔵と図り、村民等に竹槍を携えて出動するよう差図を与えた。(3) 同様に屋形村内藤丈右衛門、鶴居村岡田利平、下沢村堀金兵衛等も各村民に竹槍の携行を指示している。(4) 同時に小室村天神社(永良庄天満神社)の早鐘を相図に近郷村民達がここに続々と集結を始めたのである。(5)

ところがその後、彼らは、村役人の指示で千原村に移動するが、またさらに引き返して元の天神社へ再集結している。(6) この一見不可思議な行動は、一体何を意味するのだろうか。新出の敦賀喜之助(謙蔵弟、捕亡山本殺害の罪で斬刑)の供述書によれば、彼はこの日早鐘が撞かれると兄の鉄砲を持ち出し、昼十二時頃小室の天神社へ行くと追々数百人が集まって来た。皆は下郷即ち姫路県下の方から一揆が押し寄せるものと確信していたが、中々来ないのでさらに市川筋南方の隣村千原村(この村は姫路県境に最も近い所)へ移動し、ここで待ち受けることになった。待機すること数時間、夕方四時を過ぎても一向に一揆は現われず、一同は再び元の天神社に戻ったという。(7) このほか、鶴居村善吉、同藤次郎、下沢村利助(いずれも喜之助と同罪)等も同様の自供をしている。(8)

つまり、小室村天神社へ集結した者達は、てっきりこちらへ来るものと信じ込み、来襲すれば合流する筈であった姫路方面の一揆を戦々恐々として待ち受けたが、大方の予想を裏切り、かの方角からは誰一人として現われなかった、というのである。従って、喜之助等の証言により、姫路県の一揆と生野県のそれとの合流は、事実としてなかったと

判断せざるをえない。ちなみに、姫路県側の市川流域北端の一村たる甘地村は、姫路県の一揆では重きをなし、多数の処罰者を出した村であるが、ここは先述した千原村とは目と鼻の間にあるにも拘らず、彼らの調書には千原村の一字も見出せず、また以北の生野県方面へ押し入るとか、連絡を取り合ったとかの証言は、一切得られていない。この点も両県一揆合流説を否定するひとつの傍証となしえよう。(9)

ところで、竹槍・鉄砲等を携えて集結した屋形組村民達は、姫路蜂起の一団との合流はならなかったのであるから、そこで解散すれば一揆とはならずに済んだのであるが、彼らはこのままでは収まらずに、そのまま武装を解くことなく当夜の県官殺害へと繋がって行く訳である。それ故、彼らが小室村天神社で集結した時点を以って――たとえその後の行動目的が明確化していなくとも――生野県下での蜂起と見做して差支えないと思う。

(1) この四日間の屋形組ほか諸村の詳しい動向を私は知らないし、その手がかりもない。

(2) このような見解をとる文献は枚挙に遑がないので、数点だけ掲示すると、八木・石田・前掲『兵庫県の歴史』二九九頁、宿南・前掲『但馬史』一一一頁、前掲『故郷燃える』一〇七頁、前嶋ほか・前掲『兵庫の百年』四二頁、前嶋・前掲論文・前掲誌三一頁、等である。この点、阿部真琴氏が「姫路県の群衆が北上して参加した形跡はない。生野県の一揆は姫路県から直接連続していない」と明言され（前掲論文・四一三頁）、宮前千雅子も同様のことを述べておられる点は（前掲論文・一〇八頁）、私も同意見である。

(3) 「高橋・敦賀の供述書」同前。

(4) 「内藤（丈）・岡田（平）・堀（金）等の供述書」同前。

(5) 「敦賀の供述書」同前。この直後、高橋はその場から離れて屋形村会所へ直行、のち一揆がそこへ来ると身を潜めていたというから（「高橋の供述書」同前）、彼は率先して一揆の先頭に立った訳ではない。

(6) 「岩見直蔵外十三人の供述書」同前。

(7) 「喜之助の供述書」前掲「行刑届」。

(8) 「善吉・藤次郎の供述書」同前、「利助の供述書」前掲「処刑届書」。

(9)「元姫路県調書」「飾磨県下農民暴動」前掲『太政類典』、「明治五年擬律決議案　姫路区裁判所検事局」前掲『同和教育関係史料集二』所収・九七〇頁以下。

四　官員の殺害

生野県庁から管内鎮撫のために派遣された権少属白洲文吾(1)と捕亡山本源六(2)の両名が、屋形村において十四日の深夜、暴徒達により惨殺される事件が起きた。この犯行が誰によりどのようにしてなされたのか、詳しいことはこれまで殆ど知られていなかった。ただこれまでの考察で、当地の蜂起に姫路側の暴徒がかんでいないということが分かった以上、状況から推して殺害犯はおのずとしぼられてこよう。森垣村小田久平らの供述でも、「十四日屋形村々（屋形組）暴起御官員殺害」とあり、それが屋形組の者らしきことが浮かび上ってくる。白洲殺害前後の事情はこれまで、彼の「絶筆書面ノ写」(3)をもとに描かれてきた。ここではさらに新出の史料を加味して述べて行きたい。

千原村から小室村天神社に戻った一揆の群は、酒食を設けてしばらく時を過ごしていると、そこへ生野県官が屋形村に出張ってきているとの報が入り、一同は渡船して同村の方へ移ることとなった(4)。

これより先、屋形村内藤吉兵衛や左納甚助以下、屋形組諸村の村役人達は同村会所に集まり、善後策を協議していたところ、夕刻を過ぎた頃に白洲らが同村へやってきたことを聞いた(5)。白洲は河原つづきの百姓弥三兵衛宅にきていたが(6)、ここへ村役人らを呼び寄せて事情を聴取のうえ、説諭して一揆を解散させるよう指示を与えた。村役人の説得で屋形村々民はこれを聞き入れたが、川向う神西郡諸村は容易に承服しなかった。村役人の要請で白洲みずから川向うの一揆屯集の場へ出向うとしたが、「頻に発砲」するので近づくことさえできず、そのうち群衆は時々発砲しながら川を渡り、屋形村側へやってきた(7)。彼らはかなりの酒酔状態であったとはいえ、荒だてた暴徒達の勢いは、既にこ

の時点で説諭だけでは済まされない状況にあったものと推察される。一揆の群れが渡来し、河原に続々と集結してきたのは夜の八時から十時頃の間であったと思われる。[8] 白洲は粘り強く説諭に心掛け、村役人をして群衆から「一高免ノ事　一今井村元皮多助左衛門へ御理解相願度事　一検地ノ事　一百姓所替ノ事　一百石ニ付牛二疋人一人差出候様御触ノ事」の五項目からなる願意を聞き取らせた。このうち第一条は係違いで即答しかねるものであり、三条目以下は「根も葉も無」いこととし、結局第二条だけを聞き入れる形になった。後の三条は事実村民達が当時の流言を妄信していた事柄で、官員白洲としてはどうしようもなかった訳である。[9] 夜中の十二時頃、ともかくも白洲は、右旨を回答として下沢村庄屋堀治三郎に群集の前で読み上げさせた。[10] ところがこれでは不十分だとする近くの小前達が、口々に不承知と申立てながら竹槍を突出し、あるいは鉄砲を打ちかけて白洲に迫ったため、身に危険を覚えた白洲はやむなく抜刀、外に飛び出た。捕亡の山本もこれに従った。[11] しかし多勢に無勢、しばらく立回りの後、二人はついに力尽き、落命した。白洲殺害に加わったとして逮捕・処刑された者は、無宿喜代蔵（紙屑買・日雇稼、屋形村逗留中同村嘉七名代として一揆に参加、元三草県加西郡上三原村出身）、鶴居村百姓丈助（無高・他人持高の下作、農間酒小売渡世）、鶴居村寄留竹蔵（古着古道具売買渡世）、無宿安蔵（元鶴居村寄留、元兵庫県加東郡古川村出身）、福本村百姓重蔵の五名であった。[12] 犯行時前後の模様を上記重蔵は次のように述べている。[13]

……村々歎願箇条御聞届之次第御書下ヶ有之候間近進み可承様喝候者有之皆々弥三兵衛宅側ェ相集り私儀も右宅より東之方ニ居合候処御書下之趣名面不存者読上候砌前ニ進居り候者共之内鉄砲打掛ヶ又者竹槍突出候者有之一時数多之人気沸騰いたし候付恐怖之余り屋形居村之方ェ逃行松蔵と申者宅軒下ェ隠居候処誰やらん大声を上ケ人々呼集め候様子私儀も松蔵宅之北軒下ニ有之候稲干木取出し相携立寄其節御性名不存白洲権少属様既ニ御倒被成多人数ニて竹槍を以突居候間私儀も右携候材木を以及打擲候早々引退候ハては人目ニ係り可為他日之難儀と心附材木打捨名前不存家之軒下ェ隠居追々鎮静相成候付再度罷出……

また、山本殺害に関わった者は、上記の丈助・安蔵のほか、今井村百姓喜之助（敦賀謙蔵弟）、鶴居村百姓善吉（源三

郎弟、農間綿打渡世)、同藤次郎(弟嘉平次厄介)、下沢村百姓利助(無高、黒鍬渡世)の六名であった。(14) この犯行に加担した喜之助はかなり具体性に富んだ供述を行っている。次の通りである。(15)

……同夜九時頃ニも可有之哉神西郡下沢村庄屋治三郎読上候処御書下ケ之内歎願ヶ条廉落有之候由前ニ進居候者共口々ニ不承知之趣申候より一同之人気沸騰右弥三兵衛宅エ竹槍鉄砲等を以て相迫候ニ付白洲権少属様抜刀ニて御立出被成一同之者狼狽四方エ逃走其節御姓名不存捕亡山本源六殿右逃去候者共ニ引続下モ手之方エ被走行候跡より私携居候鉄砲を放チ追駈行御同人松之木蔭ニ御行被成候処エ突当り候付御役人は此ニ有御座と大声ニて乍呼立逃退候得共止り候様声掛られ候間再度立戻候処御同人被申候は自分下役之者ニて抜刀等不致河原続土手上下ニ寄集リ罷在候者共エ申聞度事有之供々罷越し申諭候様可致旨御申聞ニ付御刀有之候ては人気荒立可申私エ御預被成候歟又は其辺ニ御差置歟いつれニも無刀之方可然旨申候処麦田之中エ被脱置右土手之方エ十四五歩も被進候時鶴居村乙右衛門跡より来り何歟光り候物有之候趣申候ニ付右刀被拾取候も残念と心得立戻取揚前件弥三兵衛宅之方エ立越候折柄子細不相分多人数大声を揚ヶ右御同人を屋形居村之方エ追駈行候ニ付私儀右刀を弥三兵衛宅戸袋エ隠し置同村房吉宅前迄罷越候処右御同人を打倒し候趣噂有之夫より同村百姓周吉宅壁之下エ所持之鉄砲隠し置直様其場ニ捨有之候竹槍拾取供々突当及殺害候再度弥三兵衛宅エ立戻り前書之刀持帰り候積ニて相探候得(共)不見当右同人方エ相尋候処御出役之御刀故村役人方エ差出候心得之趣相答候ニ付其儘帰宅仕候……

犯行に手をかしたものは、状況からみてまだ他にもいたと思われるが、白洲・山本両名の受けた疵跡(16)から判断すると、概ね右九人という数をそう出でるものではなかろう。この九名をみると、無宿者・寄留者(あるいは厄介者)が半数程を占め、しかも確固たる生業についていた者といえば一、二を数えうるに過ぎない。生活基盤の不安定が、酒酔いに任せて彼らをより兇悪な犯行へと駆り立てたともいえるかもしれない。

さらに注目されるのは、右九名中、神西郡の者が圧倒的に多く、なかんずく鶴居村関係者が過半を占めていることは、この暴動での同村が果たした役割がいか程であったかを暗示していよう。同村関係者中、丈助と藤次郎は十月五日の村内広徳寺の寄合にも出席しており、この集まりと一揆との連続性のようなものが存在したやに思われるが、事

実、各村で開かれた五日の小前集会で、村内残らず出席した[17]というのは、この鶴居村だけである。同村の協同態勢はとりわけ進んでいたのであり、そのことがこの時の兇行の背景にはあった、と想像される。

その後、一揆はいっせいに川西に退いた。堀治三郎は白洲からの書下げを読んだ後、乱闘の場から難をのがれ、暴徒らが退いてから会所に戻り白洲の横死を知った。それから暴徒らを追い川西に行き、村民の一人利助の血のついた竹槍を認め、一同に後難を避けるため竹槍を捨てさせた。その後再び会所へ戻り村役人らと善後策を評議した、と述べている[18]。従って、一揆は従来説かれるように、官員殺害後直ちに生野に向ったのではないことが判明する[19]。

（1）白洲文吾の略歴を整理して記すと以下の通り。白洲は天保十二（一八四一）年笠松藩士白洲吉甫（新五左衛門、山村甚兵衛の元家来）の嫡男として現在の岐阜県笠松市で生まれた。名を吉容、雲松と号した。幼い頃天然痘のため眼を患ったが、兵法、槍・馬術をこなした。明治四年正月中、小松彰生野県権知事が入県する際に判任出仕として同県に採用となる。彼が小松に信任され、将来を嘱望されていたことが推知されよう。この頃の同県職員表（前掲生野史3・六一〇頁）によると追捕方に名を連ねており、同じ追捕方に彼の弟小野荘八郎（内記改）が挙がっている。正月二十九日権少属に任じられる。十月十四日夜、屋形村において暴徒のために殺される（鶴居村で殺されたとする宿南・前掲『但馬史』等の説は誤り）。柏村・前掲「関係資料について」にはその終焉の地（一七頁）と白洲の碑文（明治六年十月建立）が示されている（一〇頁）。当時老父母と妻子ら多数を抱えていた。享年三十一歳。墓地は生野町禅操寺境内にある（以上は、前掲『人物事典』二〇六頁、前掲『郷土人物誌』二七一頁、前掲『過去帳』三四頁、「生野県下人民暴動」前掲『太政類典』等に依る）。

（2）山本源六（右掲『太政類典』では源吾とする）の略歴を示すと、彼は嘉永三（一八五〇）年、亀岡藩士山本樹平の二男として呱々の声をあげた。白洲と同じく、前述職員表によると小松権知事の入県とともに赴任したらしく、追捕方に任じている。白洲とともに四年十月十四日夜屋形村で暴徒のために最後を遂げた。享年二十二歳。妻子はいなかった（以上は、主として前掲『太政類典』に依る）。

（3）前掲「生野県人民暴動」前掲『太政類典』。

（4）「善吉の供述書」前掲『行刑届』、「利助の供述書」前掲『処刑届書』。

（5）「内藤（吉）・左納外十七人の供述書」前掲『罪案処刑』。

(6)「藤次郎・喜之助の供述書」前掲『行刑届』。
(7)「白洲文吾絶筆書面ノ写」前掲「生野県人民暴動」前掲『太政類典』。
(8)「安蔵の供述書」前掲『行刑届』、「重蔵の供述書」前掲『処刑届書』。
(9) 注(7)に同じ。なお一揆における「流言」が持つ意義については、上杉聰「新政反対一揆における部落問題の位置」前掲「賤民廃止令」所収・三三三頁以下、を参照のこと。
(10)「堀(治)の供述書」前掲『罪案処刑』、「喜之助の供述書」前掲『行刑届』。
(11)「藤次郎の供述書」前掲『行刑届』。
(12)(14) 前掲『行刑届』・『処刑届書』による。
(13)「重蔵の供述書」前掲『処刑届書』。
(15)「喜之助の供述書」前掲『行刑届』。
(16) 白洲の受けた疵の箇処は、頸上一ヶ所、咽大疵一ヶ所、右頬三ヶ所、左腕一ヶ所、ほか総身カスリ疵数ヶ所、等であり、山本は鼻の下一ヶ所ほか総身カスリ疵数ヶ所であったという(「生野県暴動ニ付賞罰可申付人躰云々」前掲『太政類典』)。
(17)「藤次郎の供述書」同前。
(18)「堀(治)の供述書」前掲「罪案処刑」。
(19) 従来は、一揆は官員殺害後直ちに生野をめざしたと考えられていた(例えば小野寺・前掲論文・一六頁)。しかし前記の白洲等殺害関係者達の供述には本文のごとく記されている。とすれば、翌日再結集して生野へ向った一揆の陣容とこの日のそれとは必ずしも同一の顔ぶれとはかぎらない筈である。

五　鉱山支庁焼き打ち

白洲らが殺害された後、一揆は潮を引くかのように河原渡船場から東西に散った。引き際に下沢村山王社境内に転集せよと口々に唱える者達もあったが(1)、大半は銘々帰宅した。十五日未明、生野へ同行しなければ家を焼くとの威しが村々を駈け巡り、このため村民達は、朝六時から八時にかけて下沢村山王社境内に集合した。前日聞き届けられな

かった歎願の諸条を、今度は鉄砲・竹槍等の武力を背景に直接生野県庁に願い出る、という強硬手段に訴えることになったようである。[2] 一行は生野へ向う途中、鳥取県管の福渡ほか十九ヶ村、及び猪篠・森垣両組の村々を巻き込み、次第に勢力を増した。この脅誘の中心的存在は、やはり前日に引き続き屋形組の各村であった。のちの取調べにおいて、福渡村の上月滝蔵は、当村は屋形村に挟まれた村であるから「無拠近村ノ一揆ト供ニ屋形村へ」参集したと述べている。[3] さらに北上した真弓村でも、

屋形村最寄村々之者共竹槍鉄砲等相携生野御県庁へ妄願ニ罷越候趣ニて加党不致候ハ、居宅可焼払

という威嚇があったとの供述があり、[4] また、生野真近の森垣村でも、右と同様の所為を「屋形村辺ノ者」が行った跡を認めることができる。[5] 生野へ詰め掛けた村々は、この生野以南の市川流域から北上した諸村ばかりではない。その北方朝来郡内の円山川上流域を中心とする村々からも押し寄せている。[6] が、こちらの方の事情は分からない。

一群の先頭が堰を切ったように生野の町に乱入したのは日の落ちた六時頃のことであった。[7] その時の様子を石川準吉氏の「生野銀山建設記」は、「生野県の庁舎前で、下役人が一人、『願の趣聞き届ける、鎮まれ、鎮まれ』と叫んだが、群集は彼を無視して、鉱山司生野支庁の方へと流れて行った」と記しており、[8] また当町の掛屋藤本市兵衛義方日誌、当十月十五日条にも、

徒党と申ものは無之様子ニ候得共、申聞候は町エは聊乱妨致間敷県内エも押入申間敷候得共鉱山器械所は十分ニ破却可致旨重立之ものと思しきもの拾人斗より申聞候……初夜頃人数過半猪野々町エ行器械所エ火ヲ掛候……

とあるから、最初に押し入った一隊が真っ先に目指したのは、県庁ではなく、鉱山寮生野支庁（工部省管轄、以下鉱山支庁と略す）の器械所であった。このことは何よりも、放火に直接関わった三人が器械所に直行した旨自供している[9]ことから、明らかといえる。この行動の在り方は一揆の性格を考究するうえで重要なポイントになる。ここでは後考のため留意するに止める。

さて、鉱山支庁が襲われた時の状況を、当時鉱山の経営をあずかっていた朝倉盛明(鉱山権助)は、後に認めた「但馬国生野鉱山景況」(明治九年四月)の中で次のように記している。(10)

コノ日夕陽已ニ没スルニ及ンテ突然当寮柵外ニ近クモノ数百人尋テ集る者数多瞬間ニ人数増加喧囂潮ノ湧クガ如ク……偶盛明在阪ノ期ニ際シ更ニ防禦ノ術ナク在庁ノ吏員僅ニ三四名大ニ奮激シ創業以降ノ簿冊及ヒ官金等太盛坑内ニ潜匿シ終日顧レハ奸業等概ニ柵中ニ乱入小銃竹槍皆凶器ヲ携ヘ暴害ヲ擅ニし剰ヘ倉庫囲品ノ内数拾反ノ木綿を引出し油を浸タシテ火ヲ点シ柵内各屋ニ放ツ故ニ火勢焔々数ウッテ一時ニ火ニ焼夜半ニ到リ器械所役局其他ノ屋宇尽ク烏有トナル

僅か三、四名の支庁職員では暴徒数百人の所業を防ぐことはできず、書類・公金等の類を災難から守るのが限界であった。この支庁焼き打ちの一件で捕えられ、放火に組したとして取調べを受けた猪篠村伊兵衛は、その時の成り行きを次のように供述している。(11)

……其徒ニ加リ同国神西郡森垣村迄罷越同村酒造家政之助方ニ而酒為差出猶又生野鍛冶屋町名前不存もの方へ立寄り過酒大酔同所御県庁前高札場打毀居候多人数を申進メ鉱山寮御役所へ駆行候処御門内器械所前ニ而多人数焚火致し居り私儀も其場ニ取散し有之候板切竹槍等拾ひ取火中へ差くべ供々あたり居候内誰れやらん同所御官宅と相心得候右手の二階より皮篭壱ツ火中へ投込火気次第ニ強く相成候折柄私并火ニあたり居候もの一同ニ而前書御官宅庭内品々散乱の場所へ右燃付候皮篭其外投入候より所々へ火燃移り其時同所左の方器械所よりも火燃揚り候ニ付其場を立去酒興に乗し所々立廻り帰宅仕候

また吉兵衛(森垣村)は次の如く述べている。(12)

……徒党之者ニ加り鉱山御役所ェ駈行候処既ニ多人数寄集御門ェ綱引懸可引倒との様子私儀も供々綱ニ手を懸ケ其勢ひを助け候得共倒れ不申折節御同所三番器械所前ニ焚火有之候故走り寄又其側ニ散乱御座候蒲団壱枚拾ひ取燃木相包ミ御同所庭ェ焚附置候間もなく外方よりも火燃揚候

また芳三郎(真弓村)は次の通り。(13)

……徒党ニ加り暮六ツ時頃生野銀屋町エ入込直様鉱山寮御役所エ駈行御門内エ入器械鍛冶場より燃木取出し材木小屋之鋸屑ニ焚附置御同所三番器械所辺ニ徜徉罷在候内所々火燃上り候

以上によれば、吉兵衛は他の幾人かと共に門を引倒そうとしたが果せないので、焚火の燃木を蒲団につつみ、三番器械所の庭にたきつけておいたら間もなく燃え上がったといい、芳兵衛は門内に入り込み、鍛冶場の燃木を取り出して材木小屋の鋸屑にたきつけ、同所の三番器械所辺りに徘徊しているうちに炎上し始めたという。この二人は器械所の放火に加担したと見ていい。伊兵衛はしかしながら、その供述を信じるならば、器械所ではなくその前の道路向いに建っていた「御官宅」への放火のみ認められる(14)（しかしいずれも同罪で絞首）。だがこの三名は、前記の朝倉の書にいう小銃・竹槍を携え構内に乱入し、数十反の木綿に油を浸して火をつけた者達、とは異なる。彼らの供述から知られるさらに多数の加担者の素姓・行衛は、その後の厳しい捜索・取調べにおいても杳として分からずじまいであった。

ところで、鉱山支庁の襲撃、焼き打ちに参加した者の素姓は、上記の三名が今回僅かに判明したに過ぎないが、彼らはいずれも屋形組の者ではなく、猪篠村（伊兵衛）、真弓村（芳三郎）、森垣村（吉兵衛）の村民達である。これは単なる偶然であろうか。恐らくそうではあるまい。彼らを含む先鋭化した一隊は、生野突入後、県庁には目もくれずに直ちに鉱山支庁へと迫り、暴挙の限りを尽くしている。これらは当初から、この一点に的をしぼり、精力を注ぎ込もうとしていたことは歴然としている。しからばこの過激な先鋭化した一団の行動は、屋形組を中核とする一揆が、県庁に願意を届けるためとして下沢村山王社を出発した時の目的と随分な開きがある、といわねばならない。この落差が生じた理由は何であったか。それはとりもなおさず、途中から一揆に加わった猪篠・森垣両組村民らの主要な意図と、屋形組で設定された要求項目との間に少なからぬずれが存在したからである。屋形組一揆関係者の口供からは、彼らが鉱山支庁にまで踏み入ったという形跡は殆ど読み取れない。このことも右の支証となろう。むしろ彼らは、思いもよらない支庁の放火・焼失に恐怖し逃げ帰ったと述べており、それが本音に近いものであったに違いない。要するに、

生野に迫った一揆の群れには、異なる主要目的・意図を持つグループが少なくとも二組入り混っていたことになる。

抑、生野鉱山に絡む生野町民及び近隣民の騒動は、この一、二年前より頻発していた。官山化、掘鑿製鉱機械の搬入、フランス人鉱山師・坑夫の入郷、等々により、失職や低賃金化に対する危惧・疑惑の念が高まり、幾度か自暴自棄的激昂が暴発寸前まで達しかけていたが、その都度懸命の説得でそれは何とか喰い止められていた。(15) 石川氏は、この間の事情を、

> 米価を始め諸式の暴騰は、貧農の多いこの地方の農民生活を脅かした上、飾磨津より生野に至る道筋は、鉱山の建設に伴う夥しい大機械の搬送、道普請、人馬の往来等で、賦役人夫の無料奉仕が、一層重い負担となったのである。根強く残る排外攘夷思想は、土下座して迎えさせられる、仏人の往来にも少からぬ反撥を刺激した。

と説いている。(16) 生野への荷物搬送を取扱っていた猪篠・森垣・真弓の各村はとりわけ右記の負担が重く伸し掛かっていた。その反面、鉱山は好況で、業績を伸ばし、さらなる飛躍・発展を期すために、大型機械の建設、フランス人の増傭、道路の改修等を計画していた。(17) 鉱山の活況は逆に地元民を苦しめていた。そんな折、屋形方面の暴発と一揆への脅誘は、蜂起を躊躇する村々にまたとない好機となったに違いない。鉱山に対する日頃の不満・うっ積は、焼き打ちという直接的な抗議行動となって現われたものと、私は推察する。なお事件二年後(六年十月)に建立された白洲文吾の碑文中に、

> 官傭外国人開鑿生野鉱山回搬運其所用器械沿道之民頗厭之奸匪乗之嘯合成群将犯官庁

と記されている(18)ことは、この推論を裏づけていよう。

さて、一揆は鉱山支庁焼き打ちを行う一方で、県庁への歎願を迫った。彼らがこの時受け取った歎願回答書は、今日二通りのものが残っており、それらは互いに性質・内容の異なるものであって、その整合性をどのように解すべきか問題が含まれている。これまでこの問題に明快な答えを見出した論考は、管見の及ぶかぎり見当らない。即ち、政

府に提出された県側の記録では、県庁が暴徒に襲われた時、僅かに居留まっていた曾根徳治少参事ほか三名が対応し、多勢の強願に屈しやむなく八ヶ条の願意を聞き届けた、とされている。[19] ところが、前記の「藤本日誌」では、大参事以下県庁の役人は一人も残っておらず、逃げ去っていて行方が分からなかったため、「町方の重立之もの一同申合」いのうえ、五ヶ条の書下げを渡して引取らせた、となっている。[20] この両者を比べると左記の通りである。

（県側の回答）

一伺中穢多是迄通ノ事
一御年貢筋三分勘弁ノ取計可有之事
一百石牛一匹人一人差出無之事
一明年ヨリ御回米御免ノ事
一検地無之事
一社寺院良木材取無之事
一徒党ノ頭無之趣聞届候事
一異人ノ儀鉱山司へ掛合難儀不相成様取計可遣事
以上
辛未十月十五日　生野県庁

（町方の回答）

一穢多非人之儀ハ是迄同様之取扱可致儀天朝ェ可奉伺　尤伺中是迄之通り取扱可申事
一当未御年貢弐歩引之事
一播州尾州人民入替之儀ハ無之事
一神社并ニ寺々之大木小木たりといへとも不切取事
一鉱山之儀ニ付下方難儀不致様鉱山役所へ掛合可遣事
右之外願出候ハヽ採用可遣事
十月十五日　生野県庁印
但し御印無之ニ付御役所焼印ヲ以押切いたし候

このいずれの場合を真実と見做すか、従来の論著はどれもこの問題を避けて、両者を併記するか、あるいは一方にのみ依存するかの手法を用いてきている。私は、仮に両者が併存するものと見て、回答が手渡された場所や時間帯の相違等々、種々のケースを考えてみたが、いずれも確証がなく、これを矛盾なく解決できる方策を見い出しえなかった。回答書は現実に一つしかなかったとすれば、どちらか一点は虚偽の述作ということになろう。しかし、これを強

く立証するものはない。ただ私は、どちらかといえば、「藤本日誌」の記述により真実味を感じるのである。第一に、同記の記録はかなり具体的であり、その十六日条に、

……御陣屋前高札押たおし陣屋ェも打入候勢ニ付大参事柴田直次郎殿始メ壱人も不残逃去行衛も不相知左も見苦敷事此上も無之笑止千万之形勢大禄ヲ頂戴乍致陣屋を守防可致儀も不相成逃去山林ェ隠レ居次第言語同断之次第誠ニ禄盗人とは加様之ものを可申と存候

とあり、(21)県庁から逃げ去った大参事以下の県官達を「禄盗人」等と極めて激烈な言辞で罵倒している点。さらに大少参事らが隠れていた先を、「大参事は峠光明堂之上杉林之中」「少参事外五人峠妙見堂」「右之外下塚或は栃原等」と特定している点、など作為性を読み取ることは難しい。

第二に、小松権知事、(十八日に姫路より帰県)から史官宛に出された二十二日付上申書に、「居残候官員曾根少参事外両三人」が一揆の折衝に当たったと記されているから、(22)大参事以下大多数の官員がその場に居なかったことを自ら仄めかしている。庁内の狼狽ぶりは只ならぬものがあり、知事不在の折、残留の長たる大参事が逃げ隠れしたとならば、数千の凶徒を前にして統率は一挙に崩れたと見るのが自然であろう。当初は踏ん張ることのできた少参事らも、同僚の白洲殺害と支庁焼き打ちに組した一揆を目前にしては、なす術なく、早々に退散せざるをえない状況に追い込まれたのかもしれない。(23)仮に前記県庁側回答が実際に存在し一揆側に手渡されたとすれば、それは少参事が踏み止まることのできた僅かな間に行われたと見なければなるまい。しかし果してそれは可能だったかどうか、疑わしい。

第三に、「藤本日誌」同月二十日条には、

宿南村治兵衛相見え昨日知事様御帰陣挨拶ニ相見え候ニ付此間之事件委敷相咄し且又知事様ニも大参事其外之取計別て陣屋を捨逃去ニ相成候儀御立腹と承り左も可有之之儀と存候

とあり、小松権知事が、宿南村治兵衛なる者から大参事等の行状を聞き、いたく立腹したと書き伝えている。小松が

史官宛に大少参事等を謹慎させている旨上申したのは二十二日のことであり、柴田大参事の進退伺の日付が二十三日（少参事は十月日付欠）である。これから見て、小松が両参事に謹慎を命じたのは、十九日に彼が治兵衛より参事らの失態ぶりを伝聞して間もなくのことであったに違いない。県庁側回答の述作が行われたとすれば、それは十九日から二十一日の間であったと思われる。この回答書の内容は、しかし、当時の実情や世上に飛びかい人々が信じた流言等ともよく即応しており、一概に述作とは思えぬ程よく出来たものではある。だが、穿った見方をすれば、屋形村で白洲に突き付けられた五ヶ条の歎願箇条（前述）と、前の町方から出された書下げ五ヶ条とを取り混ぜたような構成にそれはなっていて、その作文は後からでも決して難しいことではない。

なお、鉱山の長朝倉盛明はその著「但馬国生野鉱山景況」（前掲）において、

> 奸党等勢日々甚シキヲ以テ生野県官吏屋形村へ派出シ説諭数回ニ及フト雖モ壱人之顧視スル者ナク却テ少属捕亡ノ二名ヲ要雑スルニ至ル故ヲ以テ県官策ノ出ル所ヲ知らず挙庁山谷ニ匿ル

と明記しており、[24]県官らが逃げ去ったことを明言している。朝倉は任務外ではあるが、その後の罪犯の詮議にも積極的に加わり、なまぬるい「担当の県官吏をその役からおろし、厳重に取調べ」たという。[25]県官の失態を突いた彼のこの行為は、前後の事情と合わせてみても辻褄が合っている。

一揆は、十六日明け方、歎願の回答書を携えて生野の町から退いた。[26]同日昼、これに代わって出石県兵一小隊が到着、[27]庁下の守衛と一揆関係者の探索・逮捕の態勢がようやく整えられて行くことになる。

（1）「利助の供述書」前掲『処刑届書』。なお利助によれば、彼の竹槍に血の附着を認めた庄屋治三郎は、「山王社屯集場所ヱ酒食等差出」さぬよう村内酒造家に通達することを利助に命じている（同上供述書）。

（2）以上は「利助の供述書」同前、「竹蔵・丈助の供述書」前掲『処刑届書』等による。

（3）「上月滝蔵外三十六人の供述書」前掲『罪案処刑』。

(4)「芳三郎の供述書」前掲『行刑届』。
(5)「里見伊右衛門の供述書」前掲『罪案処刑』。
(6) これらの村々は、円山、岩屋谷、津村子、山口、羽淵、奥田路、口田路、山本、新井、立脇、立野、奥多々良木、石田、市場、山内、納座、川上、上八代、口八代、桑市、口多々良木、等の二十一ヶ村が挙げられる。(「元生野県下暴動ニ付別廉入費御渡方願」『公文録』大蔵省之部一・壬申三月)。以上の村々の行状は、附和随行以上のものではなく、殆どが罪に問われないことになったこと(「元生野県下暴動ニ付別廉入費御渡方願」前掲『公文録』大蔵省之部)や、現地調査も殆ど手つかずなこともあり、詳しいことは知られていない。
(7)「芳三郎の供述書」前掲『処刑届書』、「藤本市兵衛義方日誌」明治四年十月十五日条(前掲『同和教育関係史料集』三・一一〇六頁以下所収の宿南家文書。ただし使用に際し、生野史料館所蔵の同日誌書写ノートにより校訂した。以下同様)。
(8) 石川・前掲書・二九頁。この記述部分を含めて、本書には所謂「石川日記」(筆者未見、石川氏によれば行衛不明とのこと)に依拠して書かれた箇所が多い。なお引用文中の「鉱山司」は鉱山寮の誤り。明治四年八月工部省に鉱山寮が置かれ、鉱山寮生野支庁と称した。それ以前、初めは鉱山司生野出張所(元年十二月)、次に工部省生野出張所(三年閏十月二十日)と称した(『工部省沿革報告』前掲『生野史鉱業編』六〇頁以下)。
(9)「伊兵衛・吉兵衛・芳三郎の供述書」前掲『行刑届』。
(10) 朝倉盛明「但馬国生野鉱山景況」前掲『銀山町物語』所収(影印を掲載)・一六六頁以下。事件当時彼は上阪中で不在。
(11)「伊兵衛の供述書」同前。
(12)「吉兵衛の供述書」同前。
(13)「芳三郎の供述書」同前。
(14) 焼失前の鉱山器械所ならびに付辺の猪野々町の町並については、前掲『銀山町物語』六一頁、及び前掲『いくの』五六頁以下にその図が掲載されている。
(15) 前掲『生野史鉱業編』七〇－七五頁。
(16) 石川・前掲『建設記』二八頁。
(17) 朝倉・前掲「鉱山景況」、『工部省沿革報告』前掲『生野史鉱業編』七七頁。朝倉は機械の購入、仏人の増傭を技師のジャン・フランソア・コアニェに一任し、そのためコアニェは四年九月、フランスへの帰国の途に着いた。なおコアニェについて

は、西堀昭「官営生野鉱山技師ジャン・フランソア・コアニェについて」手塚豊編『近代日本史の新研究』Ⅸ・平成三年・五頁以下、前掲『いくの』六六頁以下、等を参照のこと。

(18) 柏村・前掲「考察関係史料について」一〇頁、によったが、原文を確認のうえレ点・句読点等は除いた。

(19)(22)(24) 「生野県下人民暴動」前掲『太政類典』、「生野県暴動ニ付賞罰可申付人躰」前掲『公文録』司法省之部。

(20)(21) 前掲「藤本日誌」十月十五日条。なおこの箇処の引用は、前掲『同和教育関係史料』三・一一〇八頁では誤字・脱字が僅かだがあるので（前掲『兵庫県史』九五二頁、今西・前掲論文・二〇三頁等は、これを用いる）、前述の生野史料館蔵ノートに依拠した。

(23) 一揆が生野町に押し入った当初、県庁の職員が居残っていた点については、石川・前掲書・二九頁に「生野県の庁舎前で、下役人が一人、「願の趣聞き届ける、鎮まれ、鎮まれ」と叫んだ」と記されている。

(24) 朝倉・前掲『鉱山景況』前掲『銀山町物語』一六六頁。

(25) 朝倉『生野銀山行業の景況』（翻刻版）同前・一六七頁。なおこの釈文は、脱稿後、松浦建夫氏にお尋ねしたところ、吟味する必要があるとのことであった。

(26) 前掲『藤本日誌』十月十五日条。

(27) 前掲「生野県下人民暴動」前掲『太政類典』。

六　結びにかえて

以上、生野県暴動事件の概要を縷々述べてきた。はしがきでも述べたように、本来は、この事件の司法的処理過程において、即決処分指令が正院より下されたことにより、本件裁判がどのような推移を辿ることになったか、という点までを論じるつもりであったが、その前提となる事件そのものの考察を記述したところで、既に予定の紙幅を超過してしまった。この後編はできるだけ速に公表したいと思う。

成稿に当たり、国立公文書館、法務図書館、兵庫県立図書館、姫路市立城内図書館、神戸市立中央図書館、豊岡市

立郷土資料館、生野町史料館、香寺町立図書館、神崎郡歴史民俗資料館、福崎町史編纂室、姫路市教育委員会（市史編集室）、兵庫県指定重要文化財三木家、法政大学大原社会科学研究所、豊岡区検察庁、三重県人権啓発センター、今井太郎氏、宮前千雅子氏、等々には貴重資料の閲覧につき種々ご高配にあずかった。記して深謝の意を表する次第である。

【付記】本稿は文部省科学研究助成一般研究Cによる成果の一部である。